

「令和1年度あおり工芸品魅力発信・向上事業に係る業務」 仕様書

1 目的

東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリ・パラ」という）の開催決定、日本食ブームなどを背景に日本の伝統的文化に関心が高まる中、本県工芸品の価値と魅力を多面的かつ強力に発信し、その認知度の向上や販路の拡大及び商品開発力の向上を支援することとしている。

このため、オリ・パラ関係者や国内外観光客が多く訪れる首都圏において本県工芸品の魅力を発信する企画展を開催して販売促進につなげるほか、「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2020」への青森県ブース出展と併せて勉強会を実施することで販路拡大や商品開発力の向上を図ることとし、その目的達成に必要な業務を委託するものである。

2 業務委託期間

契約締結の日～令和2年3月27日（金）

3 業務の内容

（1）企画展の開催

①出展者選定に係るアドバイス

出展者の選定に際して、県に対してアドバイスを行うこと。

②出展者を対象としたミーティングの企画・運営

出展者を対象に、商品出展に係る基礎知識や実施場所の概要説明、出展者間の情報共有及び消費者にとって魅力ある企画展にするために必要な事項の調整を図るためのミーティングを開催することとし、企画・運営、アドバイザー等の手配・謝金の支払い、必要な資料の作成に係る業務を行うこと。アドバイザーは企画展開催に係る基礎知識や実施場所の概要説明、消費者にとって魅力ある企画展にするために必要な事項の調整に関するアドバイスを行うことができる者を選定・派遣すること。なお、会場の手配や借り上げ料の支払いは別途県が行う。

- ・開催回数：県内1か所×1回程度
- ・開催場所：県内（別途県との協議により決定する。）
- ・対象者：出展者（県内工芸品製造者等8社程度）

③商品選定

企画展に出展する商品を選定すること。なお、商品選定のために別途会場を要する場合は、手配及び借り上げ料の支払いは県が行う。

- ・選定商品数：8商品以上（各出展者1商品以上）

④企画展及び出品する工芸品に係る情報発信

企画展の告知及び出品する工芸品の魅力を伝えるために、開催前の広報用及び店頭配布用のリーフレットを作成する。リーフレットの規格及び作成部数は、活用方法と併せて提案事項とする。

企画展の告知及び出品する工芸品の魅力を広く伝えるための情報発信を行うこと。情報発信の方法については、提案事項とする。

⑤企画展の実施

集客が見込まれる店舗等における企画展を企画し、実施場所の選定、販売スペースの確保、全体運営、ディスプレイ、販売、商品管理、出展者との連絡調整等の必要な業務を行うこと。

- ・実施場所：首都圏の集客が見込まれる施設や店舗等（首都圏で1回以上）
- ・実施期間：2週間以上
- ・取引条件：商品の取引条件（卸値、販売価格、納品数、納品方法、商品送料の負担、在庫の取扱方法、不良品の取扱方法等）については、原則として出展者と直接連絡調整を行うこと。

⑥企画展の実施結果報告

企画展終了後、購入客数、購入客層、販売額、商品に対する消費者意見等の実績及び今後の商品開発・改良に向けた意見等について、出展者毎にまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

(2)「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2020」への青森県ブース出展

①出展者選定に係るアドバイス

出展者の選定に際して、県に対してアドバイスを行うこと。

②出展者を対象とした出展前勉強会の企画・運営

出展者を対象に、出展に係る基礎知識や商品開発についての出展前勉強会を開催するものとし、企画・運営、アドバイザー等の手配・謝金の支払い、必要な資料の作成に係る業務を行うこと。アドバイザーは国内外のバイヤー等に対して訴求力のある工芸品を出品するため、工芸品のデザインや商品開発に関するアドバイスを行うことができる者を選定・派遣し、商品アドバイスから商品選定まで行うこと。なお、会場の手配及び借り上げ料の支払いは別途県が行う。

- ・開催回数：県内1か所程度×3回程度
- ・開催場所：県内（別途県との協議により決定する。）
- ・対象者：出展者

③リーフレット等の作成、情報発信

出展前の広報用及び見本市での配布用リーフレットを作成すること。リーフレットの規格及び作成部数は、活用方法と併せて提案事項とする。

主催者が発行する招待券の送付先として、見本市への来場が見込まれるバイヤー等、本県工芸品の魅力を発信するのに適した名簿を作成すること。

出展の告知や出品する工芸品の魅力を広く伝えるための情報発信を行うこと。情報発信の方法については、提案事項とする。

④青森県ブースの企画・運営全般

ア) 出展ブース確保、ブースデザイン、主催者や出展者との連絡調整、出展に係る事務手続を行うこと。

- ・青森県ブースとして、県及び主催者と調整の上、2小間以上確保すること。
- ・バイヤーが立ち寄りやすく訴求力のあるブースコンセプト、デザイン、配置を企画すること。
- ・主催者や出展者との連絡調整、書類作成・提出等の出展に係る必要な手続き等を行うこと。
- ・小間料、装飾及び設営に係る経費は委託料に含むものであり、受託者が主催者等に支払うこと。

<東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2020 の概要>

- ・会期：令和2年2月5日～7日（予定）
- ・会場：東京ビッグサイト
- ・来場者：約30万人（昨年度実績：約32万人）
- ・入場対象者：パーソナルギフトマーケットに携わる国内外の流通関係者
- ・出展者数：約3,000社（昨年度実績：3,002社）

<青森県ブースの概要>

- ・小間数：2小間以上
- ・出展ゾーン：LIFE×DESIGN
- ・出展者数：県内工芸品製造者等8社程度

イ) 青森県ブースの設営・出展期間中の運営全般

- ・展示に必要な什器等を用意し、ブースの施工、装飾、商品ディスプレイを行うこと。
- ・リーフレットの配布や出展商品のPR等を補助し、出展者とバイヤーとの商談が円滑に進められるようサポートすること。

ウ) 会期中の商談状況の報告

- ・会期中の名刺交換状況や商談状況を出展者毎に取りまとめて報告すること。

エ) 青森県ブースの撤去

- ・会期終了後、青森県ブースの撤去を行うこと。

⑤出展者を対象とした出展後勉強会の企画・運営

出展者を対象に、出展後のバイヤーへのアプローチ方法や出展結果を受けて出展商品のブラッシュアップ等についての出展後勉強会を開催するものとし、企画・運営、アドバイザー等の手配・謝金の支払い、必要な資料の作成に係る業務を行うこと。なお、会場の手配及び借り上げ料の支払いは別途県が行う。

- ・開催回数：県内1か所程度×1回程度
- ・開催場所：県内（別途県との協議により決定する。）
- ・対象者：出展者

⑥報告書の作成

出展終了後に、出展者に対して商談状況や出展結果等についてヒアリングを実施し、その結果及び今後に向けたアドバイス等を出展者毎に取りまとめて報告書を作成し、提出すること。

4 成果品

- ・業務実績報告書（概要版及び詳細版）
 - 概要版：業務全体の実績をまとめた報告書
 - 詳細版：上記3（1）⑥及び（2）⑥で作成した事業者毎の報告書
- ・電子データを収録したCD-R
 - 本事業における製作物及び商品画像等の電子データ

5 その他

- （1）本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議するものとする。
- （2）受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、全て県に帰属するものとする。